

静岡県告示第23号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年1月17日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年1月17日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
横川磐田線	磐田市万瀬字永沢西659番の13	令和7年1月17日